

苫小牧市民自治推進会議（令和5年度第1回）

開催日時 令和5年7月6日（木）午後6時30分～午後8時00分  
開催場所 苫小牧市役所2階 入札室  
出席委員 小山田会長、中島副会長、奥村委員、小野委員、中野委員、角委員、高橋委員、  
小山委員、藤田委員  
事務局 総合政策部長（町田）、協働・男女平等参画室長（茶谷）、市民自治推進主幹（吉田）、  
協働・男女平等参画室主査（板垣）、協働・男女平等参画室主事（田邊）  
報道機関 北海道新聞社、苫小牧民報社  
傍聴者 なし

## 1 開会

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第1回苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、委嘱状交付式を行います。

それでは、木村副市長から順番に委嘱状を交付させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、その場で御起立をお願いします。

## 2 委嘱状交付式

【木村副市長から委員に委嘱状の交付】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、木村副市長より御挨拶を申し上げます。

## 3 副市長挨拶

【木村副市長から挨拶】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 大変恐縮ではございますが、木村副市長はここで退席させていただきますことを御了承願います。

【木村副市長退席】

#### 4 委員紹介・事務局紹介

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、委員の皆様を御紹介させていただきたいと思いますが、私のほうでお名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、御起立の上、自己紹介を含めて一言、御挨拶を頂戴できればと存じます。

##### 【出席している委員9名の紹介】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、次に、事務局の紹介をさせていただきます。

##### 【事務局5名の紹介】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） それでは、会議に先立ちまして、苫小牧市民自治推進会議の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

#### 5 会長・副会長の選出

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 本会議につきましては、苫小牧市民自治推進会議規則第3条第1項の規定により、推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとされているところではございますが、事務局のほうから会長、副会長案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

##### 【「異議なし」という者あり】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ただいま異議なしという発言をいただきましたので、事務局としましては、会長は小山田委員、副会長は中島委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

##### 【「異議なし」という者あり】

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ありがとうございます。

それでは、会長に小山田委員、副会長に中島委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座席の移動をお願いしたいのですが、小山田会長と中島副会長、こちらの席のほうに移動をお願いいたします。

それでは、ここからの進行を小山田会長をお願いしたいと存じます。

小山田会長、よろしくお願いいたします。

●小山田会長 それでは、これより令和5年度第1回目になりますけども、市民自治推進会議を開催させていただきます。

会長に御推薦いただきまして。ありがとうございます。小山田と申します。改めて議事を含めてなるべく会議自体が活性化するように、皆さんの忌憚のない御意見が出るように努めさせていただきますと思います。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事に入らせていただきます。

## 6 議事

### (1) 本会議の目的、所掌事項、会議規則等について

●小山田会長 最初に、本会議の目的、所掌事項と会議規則等についてということで、議事（1）、本会議の目的、それから所掌の事項と会議規則等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） 会議次第6の（1）本会議の目的、所掌事項、会議規則等について御説明させていただきます。

皆様、お手元に備付資料と書いたフラットファイルがあるかと思いますが、中には自治基本条例、市民参加条例、市民自治に関する資料をまとめてございます。こちらを備付資料として御用意させていただいております。こちらの資料を基に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、こちらの中の資料の8を開いてください。こちらは自治基本条例ですけれども、目次を見ていただきますと、第8章のところに苫小牧市民自治推進会議というのがございまして、こちらの会議は自治基本条例に基づく機関ということになります。本会議の目的としましては、この条例の運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るということになっております。

この条例の目的につきましては、このページの一番下に第1条というのがございます。こちらを読み上げてみたいと思います。

「この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。」つまり、この条例は、市民自治によるまちづくりの推進を図るために制定された、そういうものがございます。

この目的の中に、まちづくりの基本原則という記述がありますけれども、次のページをめくっていただいでよろしいでしょうか。こちらに第3条というのがございまして、市民自治を推進する上での基本的な3原則を定めております。一つ目が情報共有の原則、これは市民及び市がまちづくりに関する情報を共有することとなっております。二つ目が市民参加の原則、これは市民の参加の下

に市政運営が行われることとなっております。三つ目が協働の原則、これは市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ対等な関係で協力することをいいます。皆様、様々な審議をこの場で行っていただくこととなりますが、この基本の3原則を踏まえた視点にて御判断をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2枚めくっていただきまして、第30条を見ていただきたいと思いますけれども、第30条には、市民自治推進会議についての定めがございます。第30条第1項には、本会議が市長の附属機関であると定められております。附属機関といえますのは、市長から要請によって必要な審議、調査を行う機関のことをいまして、条例や法律が設置の根拠になっているものでございます。

また、この会議の所掌事項につきましては、第2項に定められておりまして、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治のまちづくりに関する基本的事項について調査、審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができるということが定められております。最初のほうに諮問という言葉がありますがけれども、諮問というのは市長がある事項に関して検討を依頼すること、それをいまして、諮問があった場合はこちらの会議で様々な検討をしていただいて、そのお答えを答申という形でいただくというような流れになっております。

また、ほかにも第3項には、委員は10名以内をもって組織するということが定めております。

第5項には委員の任期は2年とすると定められておりまして、第6項にはこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるということになっております。

ここでいう規則というのが次のページの資料9にあります。こちら、1枚めくっていただきまして、資料9の苫小牧市民自治推進会議規則、こちらが本会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めているということになっております。この規則の第2条のほうに、この会議の委員は公募に応じた者、市民活動団体が推薦する者、学識経験者で組織されているということが定められております。

また、次のページ、第4条第4項には、推進会議の会議は公開するということがなっております。このように、本会議の運営に関することや、組織に関することというのはこの規則で大まかに定めさせていただいております。機会があればこの備付資料を見ていただければと思います。

備付資料についてはお持ち帰りいただいてもいいですし、こちらに置いていただいてもいいというものになりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

●小山田会長 それでは、ただいまの説明に関して何か御質問等はございますか。

本市の自治の基本条例制定は、道内のみならず、全国でも非常に早い時期に進められました。ニセコ町で今、議員になっている逢坂町長が最初にこの住民自治の基本ということで旗を上げられました。そんなに変わらない時期からこうした制定をされて、積極的に取り組まれている経緯がありますね。

何か御質問等がありますかね。よろしいですか。

## (2) 会議及び会議録の取扱いについて

●小山田会長 それでは、次の議題に進みたいと思いますので、(2) 会議及び会議録の取扱いについてということで、議事の(2)ですね、会議及び会議録の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） 会議及び会議録の取扱いについて御説明させていただきます。

クリップで留めております資料の一番上に次第がございます、それをめくっていただきますと、別紙1という資料がございます。苫小牧市民自治推進会議における会議及び会議録の取扱いについて(案)と書いた資料を御用意させていただいております。こちらが事務局からの案ということになりまして、この案を基に御審議をいただければと思います。

まず、会議については、先ほど市民自治推進会議規則の説明で簡単に触れさせていただきましたが、会議は公開するというようになっております。

また、委員名簿につきましては、次のページに用意させていただいておりますが、こちらをホームページ等により公開させていただきたいと考えておりますので、御了承ください。こちらの内容に誤りがございましたら、会議終了後に職員に言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議録については、発言をそのまま記載して、作成することを原則としております。また、必要に応じて発言の要点をまとめて記載することとさせていただきたいと思います。

発言者の氏名につきましては、会議録には発言者の氏名を記載するという御提案させていただきます。

会議録の補正につきましては、会議終了後、公表するまでの間に実施させていただきます。手法としましては、昨年も同様の手法を取っていたのですが、事務局にて作成をした議事録をまず全員に送付させていただきます。大体10日ぐらいの期間を設けて、その間に訂正箇所を連絡いただくような形を想定しております。修正が行われましたら、その修正部分が分かる紙と一緒に校正後の議事録を送付するというような形でさせていただきたいと思います。

会議の内容の公表方法につきましては、補正作業の終了後、苫小牧市のホームページで公表させていただきます。会議録には協働・男女平等参画室の文責である旨を表記させていただきたいと思っております。

以上で、会議及び会議録の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

●小山田会長 ただいまの説明に関して何か御質問等はございますでしょうか。

●中野委員 今、会議について公開するという事になっていましたけども、これはもう今日みたいに、この会議を市民の方々が希望すればここに来て、聞いていってもいいということですか。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） そうですね、今回の会議をやることにつきましてはホームページでも公開しております、傍聴に来ていただくことは可能となっております。

●中野委員 はい、分かりました。

●小山田会長 そのほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今の話で、会議及び会議録の取扱いについては、原案のとおり取り扱いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### (3) 市民自治の取組状況の調査結果について（令和4年度分）

### (4) 苫小牧市民参加条例の施行に関する市民からの要望等について（令和4年度分）

●小山田会長 では、次の議題に進みたいと思います。

今度は（3）の議事、（3）と（4）と一括ですね、（3）の市民自治の取組状況の調査結果について及び（4）の苫小牧市民参加条例の施行に関する市民からの要望等についてということで、この二つについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） では、まず、市民自治の取組状況の調査結果について説明いたします。

まず、先ほどのフラットファイル、備付け資料の10番の資料を開いていただけますでしょうか。10番、苫小牧市市民参加条例と書いた資料でございます。苫小牧市では、こちら、平成20年に制定しましたこの市民参加条例によって、市政運営への市民参加について具体的な手法というのを保障しております。

本条例では、詳細は省略させていただきますが、第5条に記載のある市民参加手続の対象となる事項、例えば主要な計画を定めるときの公共施設の使用料を定めるときや、建設費が高額な施設を建設するときなどが該当しております。

これらの事項を決定する際に、第4条に定めております市民参加手続を事前に実施することが義務づけられております。この第4条の市民参加手続というのは、政策形成手続というものと市民意見提出手続という二つに分かれるのですが、政策形成手続については今行っているこの場の審議会、市民自治推進会議もその審議会の一つなのですけれども、こういった場や住民説明会といった対面で説明をするような、顔を合わせて意見交換をするような、そういった手続となっております。二つ目の市民意見提出手続というのは、パブリックコメントとも呼ばれる手続でして、市が公表しました政策案に対して市民が書面やメールなど、そういった形に残る媒体で意見を提出していただきまして、市がそれぞれの意見に関しまして、考え方や政策への反映方法などを明らかにして、意見とともに公表するような手続のことをいいます。

この二つの手続が条例の第5条の市民参加手続の対象となる事項に該当する場合は必ず行う必

要がありますけれども、この第5条に該当しない場合でも任意で実施するということが可能になっております。

次、資料が替わります。クリップで挟んだ資料に別紙2と書いている資料がございます。こちらを御覧ください。市民自治の取組状況の調査結果についてという資料でございます。こちらの資料は、昨年度の実績を各課に照会したものを集約したものでございます。

別紙2の資料、1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。こちらは政策形成手続ということについて書かれております。住民説明会や、この場の審議会のことですね。この政策形成手続の対象案件の名称、実施区分、政策形成手続の種類、周知方法、傍聴体制の整備、会議録の作成方法、会議録の公表方法、以上の項目がリスト化されているものでございます。

令和4年度の政策形成手続の実施件数につきましては、こちらの1ページから5ページまで続いておまして、24件ございます。実施区分の欄を見ますと、市民参加条例に基づいて実施したものがほとんどでありまして、任意で実施したものというのは2件だけということになっております。

次に、この資料の6ページを開いてください。こちらは、市民からの意見募集の実施状況ということとして、パブリックコメントと呼ばれる手続でございます。これらの資料では意見募集の実施期間や意見提出件数のほか、意見募集の周知方法、意見募集の事前周知、資料配付の設置場所というのを集約しております。

こちらの実施区分についてなのですけれども、市民からの意見募集手続につきましては、先ほど市民参加条例に基づく手続として御紹介させていただきましたが、実は行政手続条例という別の条例でも同じ手続が定められておまして、市民参加条例のものと行政手続条例に基づくもの、任意という三つの区分がございます。実施区分のところを見ていただきますと、それを確認することができるようになっております。

令和4年度の市民からの意見を募集した件数につきましては、この資料でいうと6ページから始まりまして、14ページまでの26件が記載されております。実施区分の内訳としましては、市民参加条例に基づくものが20件、行政手続条例に基づくものが2件、両方に該当しているものが1件、残りの3件が任意で行ったものとなっております。

次に、この資料の15ページを御覧ください。こちらが協働事業実施状況ということになっておまして、協働につきましては自治基本条例の基本原則の一つであります市民と市が協力して行った活動について集約したものでございます。令和4年度に行われました共催事業につきましては、こちらの15ページから21ページまで続いておまして、19件ございます。

22ページからは、実行委員会、協議会ということについて記載されておまして、こちらは22ページから32ページまでの22件ございます。

33ページからにつきましては、その他の事業協力ということに記載されておまして、33ページから36ページまで、13件ございました。

37ページからは、縦型になるのですけれども、こちらは後援の件数を記載しております。後援で、苫小牧市という名義で後援をしているものがこちらの37ページから39ページまでの19件ございます。

40ページからは苫小牧市の教育委員会という名義での後援についてなのですが、それが40ページから42ページまで続いておりまして、167件ございます。

43ページには、苫小牧市議会という名義での後援でございまして、こちらが3件ございます。全て合計しまして369件後援がございました。

次に、この資料の44ページを御覧ください。こちらは、審議会等実施状況ということなのですが、昨年度の附属機関、その他の機関の実施状況について集約したものでございます。附属機関は、こちらの44ページから49ページまでございまして、43機関ございます。その他の機関につきましては、50ページから55ページまでの35機関ございます。これらの機関の設置根拠や、公募した委員の人数、公募委員の増員予定があるかということ进行调查して、掲載しております。こちらの詳細の内容につきましては割愛させていただきます。

次に、会議次第の6の(4)ですね、別紙3と書いた資料を御覧いただきたいのですが、こちらが苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等についてということなのですが、市民参加条例の第19条の規定によりまして、市民参加条例に関する要望や意見等につきましては各担当の部署で検討して、結果を公表することが必要になるというような記載がございます。

表現が分かりづらいのですが、例を挙げますと、パブリックコメントのときに市民参加条例上で実施が義務づけられているものについて、実施すべきと思われる案件を見つけましたというような市民の御意見や市民参加条例自体の規定に関する要望などを収集しております。昨年度につきましては、こちらの要望というのは一切ありませんでした。

以上で、市民自治の取組状況の調査結果について、市民参加条例の施行に関する市民からの要望等についての御報告は終了となります。

●小山田会長 ありがとうございます。

結構ボリュームがあって、似たような様式もあれば、いろんな要素が入っていますので、いきなりどうですかというのも非常に厳しいかと思えますけども、何か御意見や御質問などはありますか。

●奥村委員 いいですか、すみません。パブリックコメントが思いのほか少ないように思うのですが、これに対する対策など、そういうものがあるのでしょうか。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） パブリックコメントが少ないというのは、案件に対して意見を言う方が少ないというような趣旨でよろしいでしょうか。

●奥村委員 はい。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 今の奥村委員のほうからおっしゃっていただいた話、実は苫小牧市議会でも御指摘いただいているところでありまして、市のほうで公表された意見に対して、このパブリックコメントの趣旨というのはよりよいものにしていこうという趣旨ですので、そうい



った建設的な意見がたくさんあれば当然望ましいのですけれども、実態としてなかなか意見が出てこないということなのですが、この意見の多い、少ないというのが、どうしてもパブリックコメントをかける案件の関心度に左右されるところが非常に大きくて、例えば自分の生活に身近なものが案件でかかっていた場合には比較的意見を多くいただいたりするのですけれども、自分の生活に密着したようなものでなければ、なかなか意見が出てこないというのが実態かと思っております、私ども、先ほど言ったように、いろんな幅広い視点で意見をいただくことは非常に大事ではあるのですけれども、なかなか意見の多寡でこのパブリックコメントを評価するのは難しいと思っています。

ただ、私どもとしては、なるべく市民の方が意見を出しやすいように、案に関係する関係者や地域などがあれば積極的にパブリックコメントをやることを周知するなど、これまで過去、ホームページの中で意見が出しやすくなるようにホームページ上の環境整備はしてきてはいるのですけれども、実態として先ほど言った案件の関心度というところが非常に大きなものだと感じているところでございます。

●奥村委員 ただ、期間があったりして、短いのではないかと個人的に思っていて、意見を書きたいなと思っていたら終わっていたとか、そういうときはどうしたら、何かまた可能なのかと思いました。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） そうですね、パブリックコメント、規定では最低30日設けるという形になっているのですが、気づくのが遅れて、意見を出したかっただけで終わってしまったということはあり得るとは思います。

ただ、パブリックコメントの意見としては、今言った30日という規定があるのですけれども、仮にそれを過ぎて、いただいた意見を全く聞かないというわけではなくて、パブリックコメントが過ぎた後であっても、いい御意見があれば、それを踏まえた中で各担当課がしっかりと案をどう変えていくかを考えていくことになると思っています。

●奥村委員 すみません、そうすると、具体的に「何日から何日までですよ。」と書いてある、そこに遅れても現状は、意見を出していいということですか。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） パブリックコメントとして期間内にいただいた意見につきましては、正式にホームページの中でいただいた御意見と、それに対する市の考え方を公表させていただくということになるのですが、期間が過ぎた場合につきましては、制度上、パブリックコメントの正式な意見にはならないのですけれども、いただいた意見については、十分に各担当課の中で参考としながら、案を完成させていくようなことになろうかと思います。

●奥村委員 具体的にホームページに載っていて、それに意見を出したいときにらせるということ

ですか。今、どういうシステムになっているのですか、こちらのパブリックコメント。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） パブリックコメントとして意見を募集する場合は、ホームページ上にパブリックコメントのところに載せさせていただきまして、意見をいただく様式も決まっておりますので、それに基づいて回答することになるのですけれども、今言ったように、正式なパブリックコメントの意見として受付という形にはならないのですけれども、別の様式で、違う様式で意見をいただければ、それは各課、参考意見としてお受けするというようなことになろうかと思えます。

●奥村委員 その様式はこうしてねとかいうのはないのですか。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） そうですね、パブリックコメントでないものについては自由な様式で送っていただいて。

●奥村委員 分かりました。なるほど。

○事務局（町田総合政策部長） 補足ですけれども、恐らく30日以内にいただいた意見については市として公式にホームページで回答を公表すると。それを過ぎて、いただいたものについては個別に回答を送るような形になろうかと思えますので、正式にホームページに公表するという形にはならないと思えますけれども、それは回答するように市としてもやっていきたいと思えます。

●奥村委員 それはよく分かったのですが、遅れた場合のどこにどのように書くのか、送れるのかというのがよく分からなかったのです。

○事務局（町田総合政策部長） なるほど。

●奥村委員 そういうシステムになっていて、同じところに書き込んで、遅れて受け取ってもらえてというようなことがホームページでできるのか、それともそちらもクローズになってしまったので手紙で書かないといけないのか、電話しなきゃいけないのかということが聞きたかった。

○事務局（町田総合政策部長） 電話をいただくのが一番よろしいかと。担当課は必ず電話番号を入れていただきますので、そこに問合せをしていただければ対応するという形。

●奥村委員 勇気がないのでないかと。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） どのような形でも意見としてはお受けしたいと思っています。

●奥村委員 分かりました。ありがとうございました。そういうフォローがあるということを知りたかった。ありがとうございました。

●小山田会長 よろしいですか。

●角委員 よろしいでしょうか。

2点ほどありまして、1点目が先ほどの市民参加条例の19条の市民からの要望等というところなのですが、この条例の施行に関してというところなので、例えば今、先ほどのパブコメの30日というのは短いから60日にしてほしいというのがそこに当たるみたいな、そんなイメージですか。パブコメの実施の仕方みたいなところについての要望という意味合いでよろしいですか。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） はい、おっしゃるとおりです。

●角委員 実は、うちの会のほうでも、今年2件ほどパブコメのほうを投稿させていただいて、そのときに少し思ったのはやはり30日はかなり短いなというところがあります、内容にもよると思うのですが。

今回、私たちのほうでさせていただいたのが総合計画とか、子ども・子育ての基本計画あたりのパブコメを出させていただいていたのですが、そもそも計画自体にかなりボリュームがあって、「これ、意見ください。」と書いてそこに、ホームページに載って、それを読み込んで、30日以内に意見を会内でまとめて、意見を出すというのは、何とか出したのですが、かなりハードルが高いなど。我々、団体でやってもそんな感じなので、恐らく一般の市民の方からすると相当大変なのだろうなというところを思っておりました。

なので、実施期間を見ると、条例のほうで最低30日間もあるというようになっていて、ほぼほぼそれとぴったりか、31日、32日というところで期限を区切っているところが多いように見受けられるので、物によってそこについては柔軟に、ある程度ボリュームがあるものについては、意見をいただきたい期間というのはあると思うのですが、ここまでに意見をいただいて、それを反映させてという期間のスケジューリングも当然、あるかと思うのですが、それを踏まえた上で期間というところは見ていただいたほうがよろしいのかと、奥村先生のおっしゃるとおりだと思いますので、意見させていただきます。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） ありがとうございます。今の角委員から御意見をいただきましたように、かける案件によっては相当数の資料が出ていくというものもございまして、おっしゃっていただいたような柔軟な設定が必要になってくるのかと思っております。

やはり最低30日というところで、各課、30日に設定しているところが実態としては多いのですが、そういったところも配慮しながら期間を延ばすという考えは、今後必要になってくると思

ます。

ただ、今、角委員にもおっしゃっていただいたのですが、スケジュールの部分もあって、なかなか期間が延ばせないという事情もございます。そういった案件も存在しますので、そこは余裕がある場合についてはそういった検討をしていくというようなことで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●小山田会長 ほかは、よろしいですか。

## (5) 民間企業との連携協定の締結状況について

●小山田会長 では、その次に進めていきたいと思っております。

それでは、議事の（5）ですけれども、民間企業との連携協定の締結状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） では、連携協定の締結状況について説明をさせていただきます。

まず、連携協定というのは、民間企業等と行政が互いに持つノウハウや資源を生かしまして、地域課題の解決や市民サービスの向上を図るために協力していくというような取組になります。協定を締結する際は書面にお互いの役割を記して、協力事項の確認というのをしております。

では、別紙4の資料を御覧ください。民間企業等との連携協定の締結状況についてということで、1ページを御覧ください。こちらには包括連携協定の一覧表を記載しております。包括連携協定は、まちづくり、福祉、環境、防災などの幅広い分野を一つの協定で締結したものとなっております。令和5年4月1日現在で、本市では、1ページから7ページまで18件の包括連携協定を結んでおります。

令和4年度の変更部分につきましては、5ページから7ページにかけて、黒塗りされている部分がございますが、こちらが全て新しく追加となったものでございます。令和4年度は新たに5件、包括連携協定を締結しております。

次に、この資料の8ページを御覧ください。先ほどは包括連携協定の説明でしたが、こちらは個別の連携協定について記載しております。個別の連携協定というのは、一つの事業ごとに協定を結んだものとなります。このリストの左側の連携協定と、それから事業の名称のとおり、こちらは8ページから16ページまで続いておまして、46件ございます。内容については防災関係や福祉の関係など、多岐にわたっております。同じ内容の協定に多くの団体と締結している場合もございます。それにつきましては17ページ以降にまとめております。個別の連携協定につきましては、全部で223団体と226件の協定を締結しております。

令和4年度に締結した新規の個別連携協定につきましては、15ページにございますナンバー45というところに黒塗りがありますが、デジタルディバイド対策に関する連携及び協力に関する

協定というものと、次のページの16ページ、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定、この二つが新規で締結されております。

こちらの資料の27ページから最終ページまでにつきましては、包括連携協定で実施した取組についてまとめているものとなっております。こちらの内容については、説明は割愛させていただきます。

以上が民間企業との連携協定の締結状況についての報告でございます。

●小山田会長 ありがとうございます。

件数並びに内容が非常に多岐にわたっていると思いますけれども、いかがですか。何か御質問等がありますでしょうか。

内容的には身近なテーマとか防災が非常に多かったと思いますけれども、道と連携協定をやっているという、一部かぶっているというようなところもあるのでしょうか、苫小牧市さんとしてこれだけの件数を締結しているということです。

あとは、締結することが最終目的になっていないか、活動はどうなっているのか、実際に生きているのかどうか、そんなことを少しずつ担当部局から検証していただいて、またその仕組みみたいなものをつくっていただくと助かりますという話を前にさせていただいたのですが、これは地道にやっていくしかないみたいですね。ほかの自治体を見ても同じみたいです。そこら辺は、あつと劇的に、何か振り返っていただいたほうがいいのかという気もして。

よろしいでしょうか。

## (6) 令和4年度実施の苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●小山田会長 それでは、次に進ませていただきます。

議事の(6)ですね、令和4年度実施の苫小牧の自治基本条例の見直しについてということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） 令和4年度実施の苫小牧市自治基本条例の見直しについてでございますが、昨年度、4年に一度の苫小牧市自治基本条例の見直しというのが行われた年でございます、今年の3月15日に、市長に答申をしていただきました。その中で、市民自治のまちづくりを推進するための運用の見直しということで提言書を提出していただきまして、その内容に合わせて運用の変更というのを実施する予定でございます。

そのため、今回、提言書の内容について説明をさせていただくとともに、以降の市民自治推進会議では進捗について説明をさせていただこうと考えております。

また、フラットファイルの備付け資料を見ていただきかけたのですが、こちらの最後の15番の資料をご覧ください。こちら、苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書ということで、3月15日付で提出された提言書でございます。こちら、苫小牧市のホームページでも公表している

資料でございます。

これを1枚めくっていただきまして、目次がございます。市民自治の運用の見直しにつきましては、第2章、市民自治のまちづくりの推進に向けてというところに、苫小牧市自治基本条例の説明をした際に三つの基本原則というのが出てきました。情報共有の原則と市民参加の原則と協働の原則という3本なのですが、それぞれに着目した改善点を御提言いただきました。詳細につきましては、提言書の3ページ以降に記載があるのですが、私から概要の説明をさせていただこうと思います。

まず、3ページに記載がございます情報共有の原則に関することなのですが、こちらは、令和3年の4月から苫小牧市防災行政無線というものを運用しております。その活用についてまとまっている部分となっております。屋外のスピーカーから情報が流れるのですが、その情報を聞くことができる戸別受信機、その更なる普及促進や、スピーカーから発信した内容を容易に確認できる手段の充実、屋外スピーカーを防犯に関する活用など、そういったものを例として示されておりまして、「防災以外の活用の方法について検討することが大切です。」ということで、その大切さのほかに、スピーカーから何か音が聞こえた際にその情報をほかのツールで収集するようなことが習慣づけるような、そういった「情報収集ツールの積極的な周知というのが必要です。」といったような内容となっております。

次に、4ページを御覧ください。こちらが市民参加の原則に関することでございます。市民参加につきましては、住民説明会やこの場のような審議会を例に、インターネットを活用した非接触型の市民参加の手法というのを示しております。参加者の立場としましては、インターネットにつながることができれば場所の制約がなくなる、そういったメリットがあるなど、住民説明会を録画配信とした場合については場所以外にも時間の制約もなくなるということから、気軽に市民参加が進むのではないかとということで、市民参加の機会の充実が図れるというメリットがございます。

しかし、その反面、インターネットで会議が公開されることについて一部リスクがございますので、そういったことを踏まえた慎重な仕組みづくりの導入について提言されております。

昨年度、市民自治のまちづくりアンケートというのを私たちの部署で行ったのですが、その中で、「若年層の市民参加の割合が低い。」あと、市政に参加しない理由の中に「時間がない。」という回答が最も多かったです。そういったことから、インターネットの活用によって市民参加が進むことの期待値が高いということから、安全に実施できることを前提に、「非接触型の市民参加の仕組みの構築というのを進める必要がある。」と、そういったような内容でございます。

次に、5ページを御覧ください。こちら、協働の原則に関することについて書いております。協働については、苫小牧市と企業等で結んでいる連携協定に着目した提言となっております。協定の形骸化対策ですね、先ほど小山田会長がおっしゃった部分と同じですが、形骸化対策について、「協定を締結している企業がメリットを享受できる仕組みの構築」、それから「定期的な連絡を行うことによって協力しやすい関係を築くことができる。」そういった必要性があるといった内容となっております。

以上が3月に御提言いただいた内容の概要でございます。

次回以降の市民自治推進会議につきましては、この御提言いただいた内容について私たちが行っていく取組について御報告をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●小山田会長 この件について何か御質問があれば。

特に気になりますのは、最初の情報共有のところのアナウンス、スピーカーの問題ですけども、これ部屋にいると聞こえない、そうなのですね。外にいる方のためにスピーカーで流しているの、「何か鳴っているな。」と、それが引き金になれば、ほかのメディアで探してくださいという、探せるということの習慣づけるきっかけになればいいのではないかという考えになっていましたね。

それから、市民参加の原則というものは、幼少の頃からそういうものをきちっと理解をしてもらって、大人になってから十分参加できるというベースができるのがいいという気がしております。協働のほうは先ほど少しお話があったとおりの内容で、これが実際にこの2年間の間にいろんな形になって出てくればいいと思いますね。

よろしいでしょうか。

## (7) その他

●小山田会長 それでは、最後は（7）その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） その他についてですが、3点お話をさせていただきます。

まず1点目なのですが、出欠確認等の連絡に関してペーパーレス化を図りたいということでお話をさせていただきたいのですが、今回の会議もそうだったのですが、会議の出欠確認、資料の送付など、事前に郵送させていただいたのですが、こういったやり取りについて、郵送ではなく、電子メールにて対応が可能である方については可能な限りメールでのやり取りで完結させていただきたいなど、そういった御提案でございます。

今日、会議当日の資料につきましては机の上に用意しておりますので、紙にて全てこちらで御用意させていただくのですが、あくまで会議当日以外の資料のやり取りなど、そういったことについては、可能である方についてはメールでのやり取りをしたいと、そういった趣旨でございます。

お手元にクリップ留めの資料の一番後ろに紙が1枚ついておまして、上のほうにその他1、出欠確認等の連絡に係るペーパーレス化についてと書いている用紙を配付していると思います。こちらで、メールにて連絡ということと、郵送にて連絡ということ、どちらか丸をつけていただきますようによろしく願いいたします。

続けて、2点目についてお話をさせていただきます。会議の開催時間についてということなのですが、本日も、会議は18時30分から開催ということとさせていただきますが、18時30分というのは、日中、御活躍されている方々が集まりやすい時間ということで、私たちが想定し

て設定をしておりました。こちらを30分早めて、18時、若しくは、日中でも皆様の集まりに支障がなければそういった別な時間帯での開催というようなことも可能でございますので、そちらの調整の有無について確認をしたくて、今回、この議題を出させていただきました。

先ほどのペーパーレス化の紙の下半分が、会議の開催時間についての確認事項となっております。18時にて設定と18時半にて設定、日中にて設定という三つ選択肢があるのですが、可能なもの全てに丸をつけていただいて、調整できないものについては丸をつけないでいただくような形で記載をお願いいたします。

こちらの紙については、お帰りの際、机上に伏せて置いていただけましたら、私たちが回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後、3点目なのですが、次回の会議の日程についてのお話なのですが、申し訳ございません、現時点で予定が定まっていなくて、また予定が近づきましたら一月前をめどに会議の日時を御連絡させていただこうと考えております。その際は、今回収集しました会議の開催時間についてということを反映した時間設定でさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その他については以上でございます。

●小山田会長 ありがとうございます。

では、今の最後のその他、何か御質問等がありますか。よろしいですか。

では、議題は全部終了したということですね。開始から1時間7分経っていますけれども、時間があれば、発言のない方々に、今日、第1回目ですので、せっかくですから何か一言コメントをいただきたいと事務局から話がありましたので、御協力いただけますでしょうか。順不同で、どうぞ最初に話してもいいという委員の方にやってもらえたら。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 今日、審議会に参加してみてこんな感じかというような、本当に率直に感じた御感想でもいいですし、何か聞いて分からなかったことがあれば、確認したいことなど、どんなことでも構いません。せっかくですので、発言いただければと思います。

●小山委員 大変な資料で、準備するのが本当に大変だろうなと思って、拝見しました。

私たち、日頃から、危機管理ということで屋外スピーカーの件が話題になっていました。屋外スピーカーは確かにあるけれども、本当に使えるのだろうか。実際にリハーサルというか、そのようなことはやったことはあるのですか。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 屋外スピーカーは基本的には災害時、何かあったときのツールになるのですが、実は交通安全の情報とか緊急時以外も定期的にかける放送があつて、恐らくそういうテスト的なものも含めての放送なのかと思うのですが、きちんと緊急時に鳴るように確認されていると認識しています。



●小山委員 そうですね、はい。

耳も大分遠くなってきたので、その方の弁ですけども、外だけじゃなくて、大雨、洪水などのとき、家にいても分かるように字でも確認できる、見ても分かるような何かそういう工夫がなされないのかと。最近のニュースでもよく取り上げられていましたけども、苫小牧の工夫も知りたいなと思っております。

●小山田会長 そうですね、全国の自治体、どのようにやっているのかという、定期的にいろいろなテーマで調べてみますけど、このスピーカーに関しては外国語での放送というのも実施されているところもあって、例えばクルーズ船が入ってくるようになって、その方々がいるときに何かあった場合とか、そんなことも含めるのかと思ったりはします。

それから、ローカルになると、不審者の出没状況など、警察がデータを持っていますから、そこと連携して流していくのはどうかと、市長さんに答申したときに、意見交換をいろいろさせていただきましたが、これは考えていくといろんなやり方がありますから、それこそ工夫されて、苫小牧市さん独自の可能性が出てくるのかなということですよ。

○事務局（茶谷協働・男女平等参画室長） 情報共有という点で1点お知らせですけれども、FMとまこまい、コミュニティーFMなのですが、今、苫小牧にもようやく8月中にはスタートになるかと思えます。我々も情報共有のツールの一つとして大変期待しているところで、先日、私もスタジオを見せていただいたのですが、そういった中で、これから市の情報とかもCMだったり、番組だったりという形で流していこうと思っていますので、ぜひ始まったら聞いていただきたいなと思っております。

以上です。

●小野委員 初めて今日、会議に出席させていただいて、こういったまちづくりの3原則があるということや、ここに傍聴していいということなど、初めて知ったので、発信というのも大事かと思いました。ありがとうございます。

●小山田会長 それでは、いかがですか。

●高橋委員 この資料なのですが、ペーパーレスということで、私は非常にいいことだと思うので、メールにて連絡というのを希望したいのですが、この量を送られてくるわけですよ。どうしようか、今、迷っているのですが。

●小山田会長 これは、前提でプリントしようと思わないほうがいいと思いますね。

●高橋委員 プリントじゃなくても、膨大な量が来るわけですよね。見るのも大変ですし、少し迷っているのですが、皆さんはどうかございますか。

●中島副会長 むしろ、メールでの情報処理は意外と本当は危なっかしい部分もあるので、全部が全部の資料をメール共有ということはやめたほうが良いとは思っています。なので、基本的にはやっぱり紙ベースで、この会議で確認するということになると思うのですが、

●高橋委員 出欠確認だけするといいかかと。

●中島副会長 そうですね、はい。それはすごく有効だと思います。あとは、できるかどうかは別ですけど、今、いろんなツールがあるので、例えばT e a m sという、マイクロソフトでやっているようなものが導入できるのであれば、そこにファイルを置いておいて、みんながいつでも閲覧できるようにというものは、例えば苫小牧高専の中でもそういった仕組みでやっているのですが、そういうものができればファイル共有もすごく簡単なのですが、なかなかそこまではいかないだろうと思うので、会議自体は旧式の形になるけれども、参加の日程調整とか、そういったところではメール等を活用していくのはすごく有効だろうと思います。

あまり資料を送るとかは、考えていないですね。

○事務局（田邊協働・男女平等参画室主事） そうですね、今回みたいな膨大な資料というのは考えてなくて、送ったとしても、今、考えているのは議事録の確認と、出欠の確認と、大体それぐらいがメインかと思っております。結構膨大な資料も公開を前提としている書類については送ろうかとは思ってはいましたが、ただ、私も紙で見るほうが頭に入ってきやすかったりしますので、そういった方につきましては、今回メールにしなくても全くそれは問題ありません。

逆に、出欠確認とか議事録はメールでもいいけども資料は紙で下さいなど、そういった要望も枠の中に書いていただくことで、それをかなえることができますので、意見をいただければと思います。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 今回みたいな膨大な資料があるときは、例えば事務局で概要版のような、もう少しまとめたものを皆さんにお示しするとか、そういったことも考えていきたいと思っておりますので、分量が少なればそのまま送らせてもらったりはすると思うのですが、資料が多いときにはそういった対応も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●小山田会長 今日、お手元にある資料のほかに、会議が終わると議事録を起こして、送っていただいています。確認してから公開としている。もう非常に丁寧にされているので、なかなかこれは大変な作業量なのですが、それを見ると本当に大変だなと思います。他はよろしいですか。

●藤田委員 いいですか。今、一つ上がったペーパーレス化というものに関しても、私もものすごく時代に伴っていいことだなと思います。私ももともと紙を見ないと頭に入らないのですが、やはりメールなど、電子的なもので見ると癖をつけると慣れてしまっていて、非常に便利なものだと最近、思っております。それに関しては賛成で、今後もお願いしたいと思っております。

最初にありました防災スピーカーの件だったのですけれども、それに関しても確かに聞こえないというのは分かるのですよね。でも、実はこの間、J-ALERTに関しても鳴りました。その後も、交通安全のことに関しても実際に鳴っているのですよね。私の母なんかはもう79になって、市営住宅にいるものですから、独居の生活をしていますので、そういう母のためにも防災、無線じゃないですけど、スピーカーみたいなものの方も与えていただいております。非常に助かっています。独居なものですから、やはり母なんかは聞こえない、家の中で。しまいには地震も分からなかったみたいなどころがありますので、そういう面では助けられております。身近な生活として感じている点であります。

防災スピーカーの今の点でいうと、多国語、今後、必要になってくるものの一つではあるなどはすごく感じています。私、今、息子と、北洋大学さんのほうにお邪魔させていただいて、中国人の方との交流会に参加させていただいているのですけれども、結構、皆さん、上手な日本語を流暢にしゃべられるのですけれども、やはり災害時とかの「避難してください。」とか難しいことになると、日本語での理解が少し難しいのではないかという疑問はありますね。これからもいろんな方に苫小牧市に来ていただきたい、大学もいろんな方に来ていただきたいというのを踏まえると、災害時の対策の一つとしてもいろんな多国語でのスピーカーで放送、避難指示、分かりやすい単語でというものを、ああ、なるほど、必要だなというのを非常に今、感じた次第でありました。

そういうことも今日、参加させていただいて、感じた一つではあります。また次回からも勉強させていただきたいと思っております。お願いします。

●小山田会長 特に災害情報なんかは限られた情報なので、そこはAIの自動翻訳で今、運用されていまして。見た自治体のところはそんなことが可能のようですから、これはもうなるべく早く実施するというのがいいのかなというような感じがしますね。

●中島副会長 市長にも申し上げたのですが、防災無線で全てを聞き取ることというのは若い世代でも難しく、今のお話でも多国語というのをスピーカーで全部流していると、恐らく何を言っているか、みんなが分からなくなってしまう。それだけに、スピーカーで流れた内容をいろいろな方法でそれぞれが確認できるツールというのがこれから大事だろうというところでは、多分、市長も一致して認識していただけたとは思っています。ちょうど答申のとき、私も同席させていただいたのですが、市長もかなり忌憚なく我々の意見を聞いていただいて、ここで話した話題が市長の耳にも届いているし、市長も、よしやるぞというような雰囲気を出していただいているので、ぜひこれから先、こういった意見、皆さんの意見が市長に届くときに必ず来るので、我々が先頭を切

ってやっていく。それを若い世代につないでいく。

私は今日も発言させてもらいましたけど、そういったことを教育の中で生かして、例えば小・中学校の教材として自治参加ということもやっていく。いろんなことをやっていくべきなのだろうなと。

一つのツールに頼るのではなく、そこから連携して、いろんなことに広がっていけるようなシステムをつくっていけると、今、藤田委員がおっしゃったようなことも、多国籍な言葉についても対応できるでしょうし、非常にいいのではないかと思います。

●小山田会長 ありがとうございます。そのほかは。

●中野委員 最後に少しだけいいですか。

●小山田会長 はい。

●中野委員 先ほど、情報発信ツールでFMとまこまいができるということでお話があったのですが、苫小牧は、御承知のとおり、神戸と同じように弓なりに長いまちで、中心部にFMとまこまいができて、FMというのは電波が弱いですね。どの辺まで届くのか、私たちの町内会連合会もFMを何とか利用しようかという話になったのですが、結局、勇払の果てと錦岡と、そこまで本当に電波は届くのだろうかというようなことがあったのですね。

それで、次回じゃなくてもいいのですが、もし機会があればどのぐらいまで出力があつて、どこら辺まで届くのか、例えばここからせいぜい西高校ぐらいですよと、こっち側は日軽金ぐらいですよというのであれば、また考えなければならぬものがあるものですから、その辺、機会があれば聞いていただければと思います。

●小山田会長 これは、国で決めていますよね、出力。

○事務局（茶谷協働・男女平等参画室長） そうですね、ただ、FMとまこまいさんと話していく中では、胆振東部の地震もありましたし、近隣町村も含めた、将来的には特に地震だと防災情報というのは前回も広域にわたりましたので、そういうところも視野に入れているという話は聞いております。ただ、今現在の範囲というところをもう一回確認して、お知らせしたいと思います。

●中野委員 機会があれば結構です。

●小山田会長 ほかに。

●中島副会長 将来、FMとまこまいというのは本当にFMラジオだけなのですかね。例えば釧路

あたりもFMくしろというのがあるのですが、そこはSNSでも発信したりしていて、後から見返したりとか、いろいろあそこはみんな、面白いことをやっているのですが、要するにFMラジオをつけていなければ聞けないだけのものなのか、同じ内容を、例えば映像つきでSNSで、YouTubeとかで公開するような流れになる、多分、そこもやるのかと僕は期待しているのですが、その辺のお話を聞いていただけるといいかと。

●藤田委員 前回、FMとまこまいのパーソナリティーの女性の方と男性の方お二人にお会いして、お話を聞いたとき、SNSのほうでも発信していくようなことお話しされていましたね。

●中島副会長 そうですね。そのほうが面白いですね。

●藤田委員 そうですね。

●角委員 1点、いいですか。

●小山田会長 はい。

●角委員 先ほど会長もおっしゃった連携協定の話だったのですけれども、なかなか数はあっても実際にそれが機能しているかどうかという話でいくと、私も少し小耳に挟んだところ、結構昔に連携協定を結んだところは、会社さんのほうでもその担当者というか、その存在自体が形骸化しているというような話もございまして、個別の事業に関するものは、ある意味、そのときに確認すればいいかとは思うのですが、今ちょうど防災の話で災害のところも出てきて、多くの企業さんなり、団体さんと災害時の協定というところをつくってらっしゃるところ、それ自体はすばらしいと思うのですが、結局、それが形骸化しているというお話であれば、災害時にこれ自体が協定だけあったというような話になってしまうとは意味がないというか、名前を連ねても、正直、どうしようもないという話かと思っていました。

なので、こういうところについてはなかなか担当課で協定を結んだときの課も違ったりして、いろいろ難しいというお話も伺っているのですが、災害時に各企業のいわゆる発信から来るそういうお助けというところじゃなくて、こういう協定を前提にした連携が実際に取れるような体制に向けて、少しずつでも形骸化というところを改善に向けた取組というのは、ぜひともお願いしたいなというところでは思いますので、よろしく願いいたします。

●小山田会長 これは、北海道のほうでも問題になっていることですね。

企業の担当も、道の担当も絡んで、最初は熱くスタートしています。だんだん鮮度が下がってきている。

○事務局（町田総合政策部長） これはおっしゃるとおりですよ。市のほうとしても、この包括連携協定等をこちら側から積極的に声をかけていくということをやっているか、いなければいけないと考えていますし、今回、最近契約したセブンイレブンさんに広報とまこまいを無償で店舗に置いてもらうような、準備もしていますので、そういう仕掛けを積極的にこちら側がやるようなことをやっていると、今おっしゃるとおり、形骸化してしまいますので、我々も努力したいなと思っています。

●角委員 例え毎年ではなくても、数年に1回ぐらい、協定を結んでいる人を一堂に集めて、何か一緒にやってみようというような確認、意識づけとかだけでもいいような気がするのですよね。担当者が忘れても、そういうようなお呼びがかかればそのときは担当者が来るでしょうし。そういうような、引き継げるような何らかの仕掛けというところは必要なのかな。

災害ですから何も無いのが一番ですけども、何かあったときのためのものなので、ないときにこそやるべきかと思いますので。

○事務局（吉田市民自治推進主幹） 事務局から、すみません、いいですか。

今、角委員がおっしゃっていただいたように、今年度、包括連携協定が効果的に活用できるように我々もいろいろ取組を進めていきたいと思っております。取組の一つとして、今、おっしゃっていただいた包括連携協定を締結している企業の皆さんを一堂にお呼びして、意見交換会を開くなど、新しい取組も今年度していく予定をしております。

それと、個別の連携協定のほう、災害時のお話をいただいたのですが、実は昨年度も別の委員さんから同様の話をいただきまして、災害時は本当に起こったときにすぐ連絡が取れなければ意味がありませんので、これは担当課のほうで毎年、災害時の協定を結んでいるところは、連絡を取るように担当者が必ず確認しております。

●角委員 ありがとうございます。

●小山田会長 いかがですか。初回でなかなか難しいスタートだったと思いますが、皆さん、積極的に御意見を出していただいて、時間もめどの時間まで来ました。

では、よろしいですかね。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

## 7 閉会